

「表紙共14枚」

令和7年12月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和8年1月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

12月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 1月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 18番 梶原真悟 委員

(農地利用最適化推進委員) 東有田①区域担当 穂本基稔 委員

(2) 1月現地調査

[日時] 1月26日(月) 午前9時～ *調査委員

(3) 1月調査委員会

[日時] 1月29日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(4) 1月定例総会

[日時] 2月9日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

1月 8日(木) 農業委員会 新年会 ◆市長出席 [場所] K I Z A N 倶楽部 (隈1丁目) [開始時間] 午後6時

1月 22日(月) 大分県農業会議 常設審議委員会 (大分市) *会長

2月 16日(水) 農地相談会・新規参入相談会 *役員

2月 16日(水) 第6回役員会 *役員

(6) その他

・12月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日

・12月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、19番 河津裕治委員から、欠席の連絡をいただいております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名をした後に、発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話を持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、今一度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これより会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、あけましておめでとうございます。昨年中はいろいろお世話になりました。また、今年もよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>新たな気持ちで、新年を迎えたことだと思ひます。今、現在の日田市の農業の情勢を考えたときには、やはり危機的な状況にあることは、間違いございません。皆さんの力を合わせて、頑張っていきたいと思ひます。また、農家人口の減少について、農林業調査2020年が84万人の農家人口でございました。これが2030年の頃には、54万人になるということでございます。</p> <p>こういう問題を、農業会議とか、会長会の方で、質問をしております。その話を、県の農政部長と役員の方が、話し合われたそうでございます。</p> <p>また、国の政策ひとつによって、農家所得は変化をしております。そういう状態になっても、強い日田市農業を実現したいと思っておりますので、これから先も協力をよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>それでは、着座いたしまして、議事を進行してまいります。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 議事録署名委員は、4番 穴井浩司委員、8番 湯浅正徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正がございましたら、事務局、お願いいたします。</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>はい。今回、議案訂正が1点ございます。 議案第6号 1月調査委員の選任についてです。 議案書の14ページをお開き願います。 3名の調査委員の選任予定者を記しておるところですが、三番目の、河津裕治委員の議席番号を、誤って「18番」と記しております。正しくは「19番」です。 申し訳ございませんでした。 訂正いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、9番 樋口虎喜委員、16番 井上俊勝委員、18番 梶原真悟委員の3名の方でございました。</p>
--	--

<p>調査委員長 (梶原真悟)</p>	<p>その中で調査委員長は 18 番の梶原真悟委員の方をお願いしたいと思います。 はい。それでは梶原委員、現地調査の結果など、一言お願いいたします。</p> <p>はい。今月の調査委員長の梶原と申します。 昨年 12 月 22 日に、9 番 樋口委員と 16 番 井上委員、事務局 2 名と、現地を見て回りました。 今回の現地調査では、全体として適切に管理されている圃場が多く、現地の状況を丁寧に確認することが出来たという印象を持っています。 詳細につきましては、事務局の方から説明がありますので、慎重な審議を、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定により、許可申請の件、3 件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案 1 頁、議案第 1 号 農地法第 3 条についてです。 今月は、3 件申請がありました。 番号 71、大字東有田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が 908 m²です。 譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は諸留町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田中学校方面に進みました赤い丸のところが発見されました。譲受人のご自宅は、すぐ隣接地にありますので、表示させていただいております。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 申請人は、新規就農になりますが、隣に住んでいるご実家の方で農家を一緒にされていたようで、今後も一緒に農業をしたりするので、機械も教えてもらいながら共同で使うものだと確認をとっております。</p>

<p>調査委員長 (梶原真悟)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>続いて番号 72、城町二丁目〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計 255 m²です。 譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は城町一丁目の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農・家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。空き家バンクの案件になっております。 スライドに行きます。市道平和通り線を、桂林小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて番号 73、天瀬町馬原〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が 3,152 m²です。 譲渡人は三本松新町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。国道 210 号を天瀬振興局方面に進みまして、九州池田記念墓地公園付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を 3 つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真になります。 譲受人は、近隣に住むお父さんと農業を一緒に行っていておまして、今回、自分名義の田んぼを買いたい、ということで申請が出てきております。機械も、お父さんから借りて、今後、一緒に農業をするということです。写真で判りますように、水稻を 2,700 m²、こちらの左端の部分の一部、380 m²に粟を植栽する、という計画を出してきていただいております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見いただこうと思います。</p> <p>はい、いずれも利用状況や管理状況に、問題は見受けられず、おおむね適正であるとの印象です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1 の 1 頁が、農地法第 3 条についてになっております。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。 3件、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>全員賛成でございますので、第1号議案は、原案どおり決定いたしました。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>議案書の3頁になります。議案第2号 農地法第4条についてです。</p> <p>今月は3件の申請が出ています。</p> <p>番号18、申請地は、大山町西大山〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況 畑です。面積は378㎡です。</p> <p>申請人は西大山の〇さんです。申請理由は、数年前に申請地の一部に杉を植林して使用しているが、許可を受けていなかったため、今回、一部追認として申請し、新たにクヌギを5本ほど植林し、今後、全体を山林として管理する、というものです。こちらの案件は、一部追認になりますので、申請者から始末書を提出していただいております。</p> <p>場所の説明です。大山振興局から、中津江方面に進んだ途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。現況利用図になります。</p> <p>続いて番号19、申請地は大字花月〇ほか一筆の第2種農地です。地目は、〇が登記簿 田、現況 雑種地で、〇は登記簿・現況 田です。二筆の合計面積は116㎡です。</p> <p>申請人は藤山町の〇さんです。申請理由は、もともと〇を農業用道路として使用しており、今回、分筆し、筆を分け、さらに〇の筆を分筆し、自身の〇の田へ入る農業用進入路として使用するためです。</p> <p>また、残った筆については、のちほど5条転用申請について説明いたします。</p> <p>場所の説明です。国道212号から市立戸山中学校方面に進む途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。2枚に分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。現況図になります。二筆の赤いライン部分が4条申請で、農地進入路部分になります。黄色い線部分が、のちほど説明します5条申請部分になります。</p> <p>続いて番号20、申請地は天瀬町出口〇ほか二筆の第2種農地です。地目は〇が登記簿 畑、現況 山林</p>
-----------------------	---

<p>調査委員長 (梶原真悟)</p> <p>事務局 (藤原束託)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>で、○と○が登記簿 田、現況 山林です。三筆の合計面積は 6,261 m²です。</p> <p>申請人は大宮町の○さんです。申請理由は、転用申請を行わないまま、平成 28 年にクヌギを 2,000 本植林し、使用しているため、今回申請するものです。こちらの案件は追認になりますので、申請者から始末書を提出していただいております。</p> <p>場所の説明です。日田市と阿蘇郡の県境に位置しています杖立観光ホテルひぜんやさん付近の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いいため、写真を 4 枚に分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。写真方向④の写真です。</p> <p>以上、4 条は 3 件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。</p> <p>現地では大きな支障となる点は確認されませんでした。追認の案件も含まれておりますので、慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1 の 2 頁から 3 頁が、農地法第 4 条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように追認が 2 件です。そして、1 件は問題が無いという状況でございます。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さんの中で何かあれば、ご発言願いたいと思います。 有りませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>次に5頁、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書5頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は7件の申請がありました。 番号61、申請地は中津江村栃野〇の第2種農地です。地目は登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は593</p>

m²です。

譲渡人は小迫町の○さんです。譲受人は中津江村栃野の○さんです。申請理由は、令和2年豪雨災害により土砂等が流出し、譲受人が経営しています○が自宅横でもあったため、緊急的に整備をしたが、農地転用の許可を受けていなかったため、令和7年7月に、農振除外を行い、今回、自宅用駐車場用地として、5条の追認申請をするものです。

場所の説明です。国道387号を、上津江方面に向かう途中の栃野交差点手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、現況利用図になります。

続きまして番号62、申請地は上津江町上野田○の第2種農地です。地目は、登記簿・現況ともに畑、面積は207 m²です。

譲渡人は大分市の○さんです。譲受人は上津江町上野田の○さんです。申請理由は、シイタケ栽培のためクヌギを植林したい、とのことです。

場所の説明です。県道天瀬阿蘇線沿いにある雉谷簡易郵便局を西に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に利用計画図になります。

続いて番号63、申請地は淡窓二丁目○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は333 m²です。

譲渡人は福岡市の○さんです。譲受人は淡窓二丁目の○さんです。申請理由は、○の駐車場用地として使用したい、とのことです。

場所の説明です。日田中央病院さん横、市道亀山丸の内線を北に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。

続いて番号64、申請地は大字竹田○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は258 m²です。

譲渡人は銭淵町の○さんです。譲受人は東京都にお住まいの○さんです。申請理由は、申請地を一般住宅用地として使用したい、とのことです。

場所の説明です。比佐津トンネルを抜け、国道386号方面に進む途中にあります赤い丸で示しているところ

ろです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。

続いて番号 65、申請地は下井手町〇ほか一筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。二筆の合計面積は 808 m²です。

譲渡人は下井手町の〇さんです。譲受人は元町の〇さんです。申請理由は、申請地を 4 区画の宅地分譲用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道 386 号を三芳小学校方面に進み、コープ三芳店さん手前から入った赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図です。4 区画の宅地分譲を計画しております。

次に番号 66、申請地は大字上野〇の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 1,347 m²です。

譲渡人は石井町二丁目の〇さんです。譲受人は石井町一丁目の〇さんです。申請理由は、譲受人である法人が、林業関係の会社であり、機材等を置くための資材置場用地として使用したい、とのことです。

場所の説明です。玉川バイパスを鏡坂方面に進む途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。

続いて番号 67、申請地は大字花月〇の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 263 m²です。

譲渡人は藤山町の〇さんです。譲受人は藤山町の〇さんです。申請理由は、申請地を自宅駐車場用地として使用したい、とのことです。先ほど、議案第 2 号の 4 条申請番号 19 で残った土地を、譲受人が自宅駐車場用地として使用するとのことです。

場所の説明です。国道 212 号から市立戸山中学校方面に進む途中にあります、赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。土地利用計画図です。譲受人の自宅横を駐車場として使用する計画となっております。

以上、5 条は 7 件となります。

	<p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (梶原真悟)</p>	<p>はい。 現地調査では、特に問題無いとの印象でしたが、追認の案件も含まれておりますので、慎重な審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、チェックシートについてです。資料No.1の4頁から7頁が、農地法第5条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件でございます。残りは問題が無いという意向でございます。 皆さんの中で何か有れば、ご発言いただきたいと思っております。</p>
<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、河津委員どうぞ。</p>
<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>5番、河津です。 追認が何件か、4条にもあったんですけど、違反転用ですよ。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>正式に言うと、違反転用の場合、農地法では原状回復の処分をするか、罰則が定められていると思うんですけど、そういうことは、どういう場合に適用されるんですかね。ちょっとお伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>5番 (河津祐二)</p>	<p>はい。罰則ということでしょうか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>「原状回復しなさい」「一度は元に戻してください」というような指導はするんですけど、それと罰則になるというか、始末書で終わってしまうというか、ほとんど始末書ですよ。違反があった場合のその辺の線引きについてをお願いします。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>申請書を事務局の方に出してきた時に、まずは、原状回復をお願いします。 そして、それでも所有者が、事案によるんですけども、20年以上の杉が立ってたりとか、あとは建物がもう何年も前に建ってたりしている場合などは、一応、追認扱い、でない、ちょっと厳しいんじゃないか、というところで受け付けをします。 そして、実際現地調査に行って、調査委員に見てもらいまして、調査委員会で会長・副会長とも協議した上で、この会議に載せるか、それとも原状回復をしていただくか、の審査をしております。</p> <p>補足になりますけども、原則は原状回復です。 しかし、やはり多大な金額がかかったりとか、もう出来てしまっ、先ほどの繰り返しになりますけども、大きな経済的損失があったりする場合もございまして、その辺りを、現地調査、それから調査委員会で、原状回復をするのか、それとも追認をするのか、そういう点を、現地調査、調査委員会で審議をしてお</p>

<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>りまして、追認でも致し方ないな、と結論が出たときに、この総会で議案として上げさせていただいております。</p> <p>原状回復出来ない、そういう資金がかかるとか、家が建っているとか、そういう状況を崩せ、というのは、なかなか言えない状況わかりますけど、そういう場合は、もうそのままいいから、罰則がありますよとか、罰金がありますよとか、何かそういうのが有るか、無いか、ですね。もう始末書を書けば、もうそれでいいのか。</p> <p>ちょっと、その辺だけ確認をしたいと思ひまして。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>悪質な場合については、現地を見に行ったりして、調査委員会でも検討します。</p> <p>今のところ、罰金というのは、私も、あることは知ってますし、普通の方で罰金は 300 万円、法人の場合は 1 億になってますけど、それに該当した件は、まだ無いらしいです。それは事務局に、私は確認いたしました。</p> <p>もうずっと前から造ったものとか、そういう高額な金がかかるようなものについては、調査委員会の中で、真摯に受け止めて、原状に戻すようなことは言うんですけど、やっぱり無理なことは出来ませんので、一応、そういう感じでしております。</p>
<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>わかりました。</p> <p>よろしいです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p>調査委員長 (梶原真悟)</p>	<p>調査委員長、終わりでございます。一言お願いいたします。</p> <p>今後も、現地の実情を踏まえた、判断が出来るよう、精進してまいりたいと思います。 慎重な審議、ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p> <p>はい、引き続きまして9頁です。議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>の意見についてでございます。新規 11 件、再設定 0 件、所有権移転 0 件、中間保有 0 件、配分替 0 件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。議案第 4 号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、申し上げます。</p> <p>議案集では 9 頁から 10 頁、今回は令和 8 年 3 月 1 日より、農地中間管理権の設定を行う申請のありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>新規が 11 件ございまして、筆数では 26、面積ではトータルで 34,273 m²となっているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この中に議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>11 番 原田文利委員、退室をお願いいたします。</p> <p>(原田文利委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、11 番 原田文利委員です。</p> <p>10 頁のNo.322、借り手 農事組合法人 大肥郷ふるさと農業振興会の件について、先にしたいと思いません。</p> <p>この件につきまして、何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい。</p> <p>(原田文利委員 入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、大肥郷の件を外した残り 312 から 321 のうち、各農業委員の方々、推進委員の方々のエリア内で、何かあれば、手を挙げてお願いいたします。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。東有田②の大谷です。 315 番。借り手 ○さん、貸し手 ○さんとなっておりますが、貸し手の○さんが、12月のうちに、たしか亡くなっているんですが、これは相続人と話が出来ていることでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。これにつきましては、こちらの方も、そういうことがあっているということは把握をしております。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>今、現段階では申請が出ておりますので、これでいかせていただきますけれども、今後は、その相続なり、次にどなたが契約をするのか、というのをご家族の方にも考えあると思いますので、その辺が決まりましたら、名義変更で対応するという風に考えているところでございます。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに、何かございませんか。 ありませんか。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田です。ちょっと確認ですけど、320番と321番、借り手の〇、企業ですけども、借り入れる資格のある企業でしょうか。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。この〇さんにつきましては、今回が初めての中間管理の申し出ではなくて、もう数件、対応しております。</p> <p>実際に丸の内町とか、その辺でも、野菜の耕作をされていらっしゃるようですので、その関係で引き続き、また拡大ということで申請があったということでございます。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>解りました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何か、ほかにございますか。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、「意見なし」でしたいと思います。</p> <p>11頁です。議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、6件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案11頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。今月は6件申請がありました。 番号66、丸山一丁目〇で、地目は、登記簿が畑、現況は宅地。面積は33㎡です。 申請人は玉川三丁目の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け、転用したが、登記地目を変更しな</p>

いまま許可書を紛失したため、です。

スライドに行きます。日田市役所から市道北豆田三郎丸線を、光岡小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

今は更地になりました車庫の用地が確認出来ました。申請地は、昭和 54 年 11 月 5 日 指令農企第 5 - 358 号で、5 条許可を受けたものです。発行基準 2 農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号 67、天瀬町女子畑〇で、地目は、登記簿が田、現況は雑種地。面積は 1,195 m²です。申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

スライドに行きます。県道岩戸五馬日田線を、特別養護老人ホーム敬天荘さん方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を二つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

荒廃し、草が生い茂った状況が確認出来ました。発行基準 4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号 68、大字二串〇と〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林。面積は合計 1,662 m²です。

申請人は 3 人共有でありまして、清岸寺町の〇さん、日ノ出町の〇さん、清岸寺町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

スライドに行きます。市道君迫萩尾線を萩尾公園方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を 2 つに分けて撮影しております。〇の現地の写真です。〇の現地の写真になります。

植林された杉が確認出来ました。発行基準 5 既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。

続いて番号 69、大字十二町〇で、地目は、登記簿が畑、現況は宅地。面積は 355 m²です。

申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、です。

スライドに行きます。日田市役所から国道 386 号を日田玖珠産業振興センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

駐車場用地が確認出来ました。申請地は、平成 4 年 2 月 1 日 農企第 4-393 号で、4 条許可を受けたものです。発行基準 2 農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号 70、大山町西大山〇ほか二筆、地目は、登記簿が畑、現況は山林。面積は合計 2,998 m²です。

申請人は、大山町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

スライドに行きます。国道 211 号を中津江村方面に進みまして、道の駅水辺の郷おおやまさん付近の赤い丸のところ、2 か所が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらは写真を 2 つに分けております。〇の現況の写真です。こちらが〇の現地の写真になります。残りの一筆の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。〇の現況の写真になります。

三筆とも、植林した杉が確認出来ました。発行基準 5 既に農地または採草放牧地以外の土地となることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。

続いて番号 71、大字内河野〇で、地目は、登記簿が田、現況は山林。面積は 1,240 m²です。

申請人は、若宮町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

スライドに行きます。県道朝田日田線から市道原高木線に入り、下払地区の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

灌木や篠竹が生い茂った状況が確認出来ました。発行基準 4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもの、です。

以上の案件につきまして、各地区担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、番号 66・69・71 の日田・五和地区の末武推進委員よろしく申し上げます。

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい、末武です。 まず66番ですが、現況が、もう宅地の状態で、これは許可申請のとおり問題無いと思います。 それから69番ですが、これは現在、駐車場として使用されており、これも許可申請のとおり問題無いと思います。 それから71番ですが、これは篠竹がギッシリ浸食しており、中に立ち入ることが出来ないほど荒れた状態です。これも問題無いと判断いたしました。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて67番、中川地区の高浪推進委員お願いします。</p>
<p>推進委員 (高浪博文)</p>	<p>中川地区 高浪です。 67番ですが、森林のように荒廃していて、復元は困難ではないかと思いました。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて68番、朝日地区の平川推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日区域の平川です。 12月の2日に、現地確認に行きました。 見た通り、立派な杉の木が植わっていました。問題無いと思います。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて番号 70、西大山地区の河津推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。70 番の件ですけど、3 か所とも 20 年以上の杉などが確認されましたので、もう非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案第 5 号です。現況証明書、非農地証明書の発行について、6 件でございます。 この 6 件につきまして、何か意見のある方、居られますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、現況証明書を発行いたしたいと思います。 続きますして 14 頁です。議案第 6 号 1 月調査委員の選任についてでございます。 私からの指名でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 指名させていただきます。 2番 中島浩司委員、8番 湯浅正徳委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 8 年 2 月 9 日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 8 番